

各部会における次期管理計画（案）に対する主な意見等

鳥獣	委員からの意見等
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6（2）イの捕獲目標について、捕獲個体の止めさしのほか、メス捕獲を推進する上でも銃は必要になるので、銃猟に対するインセンティブ等についても将来的には検討が必要ではないか。 ・ 6（2）への狩猟者の確保について、猟友会は会員の減少・高齢化が進んでいるので、県や市町村で専従のハンターを確保していく必要があるのではないかと。 ・ 6（3）ハの指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域だが、「原則として」という文言を入れると、場合によっては宮城県外で捕獲することもあり得ると解釈されるのではないかと。 ・ 8 生息地の適正管理について、河川沿いにニホンジカが移動したり、河川があるために柵を設置できなかつたり、河川から上がってきたニホンジカと自動車の衝突事故も発生しているので、河川周辺の管理についても記載した方がよいのではないかと。 ・ 9の「残さ」という表現が適切なのかどうか確認をした上で、各特定鳥獣管理計画で文言を合わせた方がよいのではないかと。 ・ 10（2）の人獣共通感染症については、現場の狩猟者ではまだ危険性が浸透していないように感じられるので、周知の方法も検討した方がよいのではないかと。 ・ 10（3）の広域連携について、他県との連携について記載されているが、県沿岸部における連携等、県内複数市町村単位での対応についても検討いただきたい。
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5（1）イ（ニ）の耕作放棄地について、2020農林業センサスからこの調査項目は廃止されたので、最新の指標を用いるのであれば農業委員会で調査している遊休農地調査や荒廃農地調査を利用するのがよい。 ・ 5（1）ロ（ハ）の生息数について、将来的には現地調査に基づいた密度指標もベイズ推定に組み込んでいくことを検討するのがよいのではないかと。また、あくまで推定値なので数値にはとらわれず、増減のトレンドを把握するための指標として利用するのがよい。 ・ 6（2）トの錯誤捕獲の対応について、くくりわなにかかってしまった個体の足の損傷具合についてもデータを収集するのがよいのではないかと。 ・ 6（3）ハの指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域だが、「原則として」という文言を入れると、場合によっては宮城県外で捕獲することもあり得ると解釈されるのではないかと。 ・ 10（2）の広域連携について、他県との連携について記載されているが、県内複数市町村単位での対応についても検討いただきたい。

ツキノワグマ

- 1 (2) の計画策定の背景について、6段落目で放置果樹、畜産廃棄物や生ゴミが農林業被害として記載されているが、これらは人身被害の誘引要素として記載されるべきではないか。
- 5 (3) イの捕獲数の推移について、2段落目で「有害鳥獣捕獲が大半を占めており・・・」との記載があるが、錯誤捕獲が有害鳥獣捕獲に含まれてしまっているため、錯誤捕獲と有害鳥獣捕獲はきちんと分けて記載するべきではないか。
- 5 (4) の人身被害の状況について、年代と性別についての記載があるが、あまり意味は無い。それよりも被害部位、被害の程度や被害時の行動パターンで分類した方がいいのではないか。
- 7 (1) ロの学習放獣について、被害を引き起こした個体の一部について学習放獣を試験的に実施することとなっているが、捕獲個体が被害を引き起こした個体なのかどうか分からないのではないか。また、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合に捕獲するというのであれば、その個体は放獣すると再び被害を引き起こす可能性が高いので、放獣は現実的に不可能ではないか。
- 7 (1) ハの有害鳥獣捕獲について、1行目に「繁殖力が弱いこと」という文言がある。以前はそのように言われていたが、現在の全国的なクマ類の増加傾向を考えれば、この文言は削除してもいいのではないか。
- 7 (1) ヘ (ロ) について、錯誤捕獲個体については、まず最初に放獣を検討するということを記載するべきではないか。
- 7 (1) ヘ (ロ) について、錯誤捕獲されたツキノワグマの足のくぐられ方 (足全体がくぐられているのか、爪先だけなのか、等) についても写真を提出してもらった方が良い。
- 7 (1) ヘ (ロ) について、捕獲者が錯誤捕獲を隠すことがないように、報告しやすい体制づくりに努めるべき。
- 7 (1) トの捕獲個体の利用について、出荷制限中ではあるものの、全頭検査を前提とした一部解除も可能であることに触れた方がいいのではないか。
- 7 (2) ロの人里での人身被害対策について、誘引要素の適切な処理について廃棄農産物、生ゴミ、放棄果樹が列挙されているが、家屋等の破壊の被害を防ぐという点でミツバチの巣の撤去も追記していただきたい。
- 7 (3) ロ (ホ) について、「皮剥ぎ」よりも「樹皮剥ぎ」の方が表現として適当ではないか。
- 7 (4) の生息環境の保全について、ツキノワグマ個体数が増加傾向にあることを勘案すると、針広混交林への誘導や広葉樹林の造成を今後も進めていくべきなのかどうか再考が必要ではないか (奥山林を本来の生息環境に誘導していくという意味では、このままでもいいのではないかという意見もあり)。全般的に抽象的なので、もう少し追記した方がいいのではないか。
- ツキノワグマ管理計画に限らず、年号を記載する際は和暦と西暦を併記していただきたい。

ニホンザル

- 目標設定について、「市町村において、長期的な被害の減少傾向に誘導できるよう、これまでの防除対策実施状況と被害内容・額の推移から次年度以降の指標を定め」とあるが、具体的な目標を設定すべきではないか。
- 具体的な数値での目標設定ではないことから、長期的な被害の減少に向けて、県は今後、市町村が掲げた目標が達成できるよう農作物等被害や防除対策の実情を把握・分析し、十分な支援を行っていくこと。
- 目標設定のなかで、市町村が策定する実施計画に県の生息状況調査結果による群れの評価レベルに応じた対策を盛り込み、それを遵守するよう、強い表現で明記できないか検討すること。
- 今後、地域住民の感情・意識についても、防除対策や目標に加味されるよう検討してはどうか。
- 「県内の狩猟免許取得者は、近年は増加に転じ、年齢構成もわずかながら若齢化が進んでいるものの」とあるが、有害鳥獣捕獲として重要な第一種銃猟免許所持者が減少し、わな免許所持者が増加となっており、狩猟免許所持者全体の若齢化も高齢世代の引退による相対的な現象であって、楽観視はできない。計画上の文書表現について見直すべきである。
- 計画対象市町は9つあるが、今後、遊動域の変動などがあり得るので、9市町と限定せず、令和3年4月現在などにしてはどうか。
(令和2年度、仙台地域の1群れが、大和町近辺まで移動した事例あり)